

## 盗難にあったときの手続き

盗難にあったら、まず警察に盗難届を提出します。その後、運輸支局・軽自動車検査協会で一時末梢登録手続き、来年の軽自動車税が引き落とされないように手続きを行います。また、車検証やナンバープレートが見つかった場合にはすぐに返却する必要があります。

### 必要書類

- ・ナンバープレート（残っている場合）
- ・自動車検査証（残っている場合）
- ・印鑑（申請者のもの、使用者・所有者のもの）
- ・軽自動車税申告書
- ・理由書 使用者・所有者の実印を押印し、紛失・盗難の理由、警察への届出日、受理番号を記入する。

### 手続き手順

#### ①盗難・紛失届け

場所 管轄の警察署

詳細 警察に盗難・紛失届けを提出します。その際、盗難・紛失届けを提出した警察署名、受理番号、警察署への届出日を忘れないように控えやメモを取っておいてください。

#### ②必要書類の準備

場所 管轄の市町村役場、運輸支局・軽自動車検査協会等

詳細 申請に必要な書類を集めます。（軽自動車税申告書、理由書）

#### ③必要書類の作成

場所 自宅等

詳細 申請に必要な書類を記入します。

#### ④運輸支局・軽自動車検査協会へ

場所 管轄の市町村役場、運輸支局・軽自動車検査協会

詳細 必要書類を持って管轄の市町村役場、運輸支局・軽自動車検査協会へ行きます。

#### ⑤ナンバープレートの返納（残っている場合）

場所 管轄の市町村役場、運輸支局・軽自動車検査協会

詳細 指定の場所にナンバープレートを返納します。

#### ⑥書類の提出

場所 管轄の市町村役場、運輸支局・軽自動車検査協会

詳細 必要書類を窓口へ提出し、自動車検査証返納証明書の交付を受けます。この証明書は再び車両を使用する際に必要となりますので、失くさないようにしてください。

#### ⑦軽自動車税の申告

場所 管轄の市町村役場、運輸支局・軽自動車検査協会

詳細 来年度から軽自動車税がかからないように申請をしておきます。